（準用）

第七十条　第十九条から第二十一条まで、第二十三条から第二十六条まで、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条（第一項ただし書を除く。）、第四十一条、第四十二条、第五十七条及び第五十八条の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十五条第一号中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

第六章　雑則

（電磁的記録媒体による手続）

第七十一条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）

二　試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）

三　試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）

別記様式（第71条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第八号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の十の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　使用済燃料貯蔵施設の基準（第五条―第二十四条）
第三章　雑則（第二十五条）
附則

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設（金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。）について適用する。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射線　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号。以下「燃料貯蔵規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　管理区域　燃料貯蔵規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三　周辺監視区域　燃料貯蔵規則第一条第二項第三号に規定する周辺監視区域をいう。

四　放射性廃棄物　燃料貯蔵規則第一条第二項第五号に規定する放射性廃棄物をいう。

五　金属キャスク　使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する金属キャスクをいう。

六　安全機能　事業許可基準規則第二条第二項第二号に規定する安全機能をいう。

七　基本的安全機能　事業許可基準規則第二条第二項第三号に規定する基本的安全機能をいう。

（特殊な設計による使用済燃料貯蔵施設）

第三条　特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用済燃料貯蔵施設を設置することができる。

２　前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

（廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持）

第四条　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（燃料貯蔵規則第四十三条の三の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章　使用済燃料貯蔵施設の基準

（使用済燃料の臨界防止）

第五条　使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の地盤）

第六条　使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。